

令和7年4月から

当組合へ送金する場合は送金手数料がかかります

組合員の皆さまから当組合に送金する場合の手数料は、専用の振込依頼書を利用する場合は無料となっておりますが、令和7年4月1日からは専用の振込依頼書が利用できないこととなりました。

そのため、貯金事業の個人による臨時積立、貸付・物資事業の特別償還、医療費の返還などの際には、金融機関の振込用紙やインターネットバンキング等で送金することとなり、所定の手数料の負担をお願いすることとなります。

なお、当組合へ送金する場合は、必ず「組合員等記号番号」と「組合員氏名」の記載をお願いします。

上記記事に関するお問い合わせは

総務課庶務係

☎028-615-7804

共済だより 第357号 令和7年3月発行

発行／栃木県市町村職員共済組合 〒320-0811 宇都宮市大通り二丁目3番1号 井門宇都宮ビル 3階

電話 028-615-7804 FAX 028-615-7566

URL <https://www.tochigi-kyosai.jp/> E-mail sityouson@tochigi-kyosai.jp

本誌に関するご意見・感想をFAXまたはmailでお寄せください。お待ちしております。